

担当部署: 地域整備課

処分の概要	不正手段による許可等の取消し(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の適用)			
法 令 名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項			
法令番号	平成14年法律第22号			

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の規定による。

(監督机分)

第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の 許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すこ とができる。

備考

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	令和5年7月1日